

一人親家庭等放課後児童クラブ利用料補助金	町民福祉課	協調補助	団体運営補助	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の保護者が負担する利用料を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	H28	放課後児童クラブ	大台町ひとり親家庭放課後児童クラブ利用助成事業実施要綱	無	国・県協調(町単あり)	公募	72	0	36	0	36	57	0	16	0	41	10/10	児童一人当たり月3,000円	月3,000円×2名×12月	無し	-	大紀町	459	児童1人あたり1月3,000円を上限とし放課後児童クラブに補助金を交付し、放課後児童クラブは利用料から減免している。	多気町	町が1か所直接放課後児童クラブを運営しており、団体に補助金を交付していない。利用料を児童1人あたり1月3,000円を上限とし減免している。	明和町	604	児童1人あたり1月3,000円を上限とし放課後児童クラブに補助金を交付し、放課後児童クラブは利用料から減免している。	-	-	-		
学童保育運営補助金	町民福祉課	協調補助	団体運営補助	国、県補助要綱基準における補助	H28	放課後児童クラブ	大台町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱	無	国・県協調(町単あり)	公募	6,160	2,053	2,053	0	2,054	5,498	1,832	1,832	0	1,834	10/10	国県基準額	国県基準額	無し	-	大紀町	14,238	町内5か所にある放課後児童クラブに補助金を出している。(国の補助基準による)	多気町	県、国補助2,902千円	明和町	22,763	町内7か所にある放課後児童クラブに補助金を出している。(国の補助基準による)	-	-	-		
墓地整備事業補助金	町民福祉課	単独補助	事業費補助	既存墓地の過密解消等墓地改良整備を図る。	不明	区	大台町墓地整備事業補助金交付要綱	無	町単独	公募	300	0	0	0	300	330	0	0	0	330	1/3(事業費10万円以上)	1,000	30(千円)×1地区	無し	-	多気町	716	50%(上限50万円)参道舗装70%	明和町	0	類似事項なし	大紀町	0	類似事項なし	松阪市	0	類似事項なし	
特定不妊治療費助成金	町民福祉課	協調補助	事業費補助	特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦に治療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図る。	H18	個人	大台町特定不妊治療費助成事業実施要綱	無	国・県協調(町単あり)	公募	2,250	0	200	0	2,050	1,387	0	296	0	1,091	10/10	初回100、2回目以降150	150,000×15件	H28.4月	国の実施する補助事業に金額を上乗せして実施	多気町	600	上限10万6件	明和町	807	上限10万10件	大紀町	242	上限10万3件	-	-	-	
妊婦健診助成金	町民福祉課	単独補助	事業費補助	妊婦健診を里帰り等のため、県外の産科医療機関や助産所で受診した場合に、要した費用の全部または一部を助成することで経済的負担の軽減を図る。	H21	個人	大台町妊婦一般健康診査県外受診費補助金交付要綱	無	町単独	公募	100	0	0	0	100	53	0	0	0	53	10/10	委託契約料に準ずる	20,000円×5件	無し	-	多気町	115	3件	明和町	112	5件	大紀町	63	2件	-	-	-	
不育症治療費補助金	町民福祉課	協調補助	事業費補助	指定医療機関で不育症と診断され、その治療を受けている法律上の夫婦に、1つの治療期間の対象費用に対し助成することで経済的負担の軽減を図る。	H26	個人	大台町不育症治療費補助金交付要綱	無	町単独	公募	200	0	50	0	150	0	0	0	0	0	0	10/10	100	100,000×2件	無し	-	多気町	0	上限10万0件	明和町	0	上限10万0件	大紀町	-	類似する補助制度なし	松阪市	912	上限10万11件

(3)補助金見直しの基本的な視点に関する評価							(4)補助金見直しの新たな視点に関する評価							(5)今後の方向性及び内容										
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正である		団体運営補助でない		補助金としての支出が		補助交付先の選定方法		補助交付先の財政状況		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等) (167字以内)
評価	評価の理由・説明 (100字以内)	評価	評価の理由・説明 (100字以内)	評価	評価の理由・説明 (100字以内)	評価	評価の理由・説明 (100字以内)	評価	評価の理由・説明 (150字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)	評価	評価の理由・説明 (67字以内)			
4	社会福祉協議会の活動内容は広く町民の福祉の向上につながっており、公益性は高い。	4	補助金に関する書類等は適切に処理され保管されており、地域での活動は公平性が高い。	5	行政の地域福祉活動を代行して事業が行われており、類似の事業が民間で実施されていないため、必要性は高い。	3	事業効果については数字等で客観的に示すことは難しいが、事業の効果は広く町民に普及しており、一定の効果はある。	3	経費は適切かつ明確であり、補助金額の妥当性もある。しかし、他市町と比べて補助額が高い傾向がある。	0	補助率が10/10となっている。しかし、事業によって精査は必要である。	3	一部、団体運営補助も含まれている。	3	町による直接執行が一部可能なものもある。	3	他に事業の実施可能な団体が町内にはなく、公募はなされない。	3	収支決算報告は提出され、評価できている。	0	各種団体に対して再補助を実施している。	31	■継続	
3	更生保護事業法に基づく更生保護施設に対する助成金であり、公益性が高い。	4	法務大臣の認可を受けた県内唯一の更生保護であり、公平性、透明性が高い。	4	更生保護事業法に基づく法務大臣の認可を受けた施設への助成金であり、必要性が高い。	3	客観的に示すことはできないが、被保護者の円滑な社会復帰に貢献している。	3	平成27年度実績では、被保護者の収容率は88.8%で、被保護者の円滑な社会復帰に貢献している。	3	県内市町による人口割により算出しており適正である。	0	施設の運営助成金である。	5	県内唯一の施設への助成金であり適正である。	3	県内唯一の施設への助成金であり適正である。	3	収支状況は把握していないが、県内29市町の人口比率により算出されている。	5	再補助は実施していない。	36	■継続	
4	民生児童委員活動は、広く町民の福祉の向上につながっており、公益性は高い。	4	団体の性質上、特定となっているが公平性が保たれている。書類等も適切に処理され保管されている。	4	補助がなければ充実した研修等が実施できにくく、行政が補助する必要がある。	5	客観的に示すことはできないが、団体の活動は、町民に広く効果が行きわたっている。	4	経費は適切かつ明確であり、補助金額の妥当性もある。しかし、他市町と比べて補助額が高い傾向がある。	3	団体活動は、今後も広く展開されることが見込まれるが、精査は必要である。	3	団体運営補助金ではあるが、総合計画に活動が明記されており、町の重要な団体である。	5	町による直接委託業務ができない。	3	特定の団体であり、公募できない。	3	補助金額は収入の50%以下であり、繰越金や積立金等はない。	5	再補助は実施していない。	43	■継続	
3	法務大臣に委嘱された保護司への補助金であり、公益性が高い。	4	交付要綱はないが、法務大臣に委嘱された保護司への補助金であり公平性が高い。	3	保護司の活動に対する補助金であり、行政からの補助がなければ成り立たない。	1	客観的に示すものはない。	5	保護司の活動に対する補助で、実績に応じて支出する。	3	補助率10/10であるが、行政が補助することが適当である。	5	保護司の活動に対する事業費補助である。	0	町による直接執行が適当である。	3	法務大臣に委嘱された保護司に対する補助であり、公募は馴染まない。	3	研修に必要な経費のみ支出している。	5	再補助は実施していない。	35	■継続	
2	補助対象となる町民は限定され、補助金の利用使徒が異なるため、公益性に乏しい。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平はない。	2	近隣市町は行事を行っており、行政が主体となって行事を行っているが、各区に補助金を実績報告に応じて補助しているため、必要性があるとは言えない。	2	当該団体は、積極的に新しい取組みを行っているが、今後もその取組が変化していく見込みは少なく、若干効果は低い。	0	近隣市町は町、社会福祉協議会に事務局を置き、全体として行事を行っており比較はしにくい。補助金の使途に関して見直しの余地はある。	0	補助率が10/10となっており、合理的な理由もない。	5	団体運営補助ではない。	3	町による直接執行が一部可能なものもある。	5	第2次総合計画の主な取組みに具体的な記述がある等、町の重要施策に位置づけられており、対象を限定して交付を行っているため。	0	交付先の各区の財政状況を把握していない。	5	再補助は実施していない。	30	■見直し	今後については近隣市町の実施状況を参考にしながら、区長会、高齢者クラブと協議を行い検討を重ねていきます。
3	障がい児(13名)を対象とした居場所づくりやその保護者同士の交流の場として、不可欠である。また、障がい児の将来の社会参加が可能となるよう支援していく必要があるため一定の公益性はある。	4	団体の性質上、特定の団体のみであるが、主に集団療育の場であるため、公益性はある。	5	近隣市町に類似する補助制度はないが、大台町においては、町行政の重要施策として位置付けており、行政の役割として団体を支援していくことに公益性は高い。(総合計画掲載)	1	客観的に示すことはできないが、障がい児の居場所づくりや保護者同士の交流の場、講師を招き集団療育等を受けるなど、障がい児の地域生活を送る取り組みは必要である。	4	近隣市町と比較できないが、不適切な支出等は、一切見受けられない。	3	補助金額・率ともに明確な基準はないが、団体の主な活動としては、集団療育であることから合理的である。	3	団体運営補助金ではあるが、必要な補助金と考える。	5	第2次総合計画の主な取組みに位置付けており、適合している。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	団体の性質上、収入や寄付等を得ることについては、着しく困難である。また、繰越金や積立金等は一切ない。	5	再補助は実施していない。	39	■継続	
3	補助対象となる町民は限定されるが、チャイルドシートを購入するにあたり負担軽減になるため、補助金の一定の公益性はある。	5	補助要綱にて交付先は明確となっており、個人間の不公平もない。	2	近隣市町に類似する補助制度がない。	3	補助金の交付により、子育て世帯の負担軽減に繋がりが、子育てのしやすい街づくりに役立っている。	3	近隣市町と比較できないが、不適切な支出等は、一切見受けられない。	5	補助率は1/2である。	5	団体運営補助ではない。	3	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	5	補助交付先の選定方法が公募である。	0	補助交付先がチャイルドシート購入者で、当該事業にかかる経費が、大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	39	■継続	

3	当該補助金に係る交付要綱が整備されており、第2次総合計画との整合性が取れている。	4	当該補助金に係る交付要綱が整備されており、補助金に関する書類等が、適切に処理され保管されている。	4	近隣市町の動向、当町の情勢などを勘案し、公益上行政が補助する必要があるが、町が補助することが、県の補助要件となっている。	2	補助を行うことで、間接的に、補助の効果について、住民等から評価の声を頂いたことがある。	4	補助対象経費は適切かつ明確であり、社会通念上、公費を充てることが不適切でなく他市町と比較して、均衡を欠いていない。	3	補助率が1/2を超えているが、第2次総合計画の主な取組みに具体的な記述がある等、町の重要施策に位置づけられているため。	5	団体運営補助ではない。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	5	県との協調補助であるため。	3	国や県との協調補助であるため。	5	再補助は実施していない。	43	■継続
4	当該補助金に係る交付要綱が整備されており、第2次総合計画との整合性が取れている。	4	当該補助金に係る交付要綱が整備されており、補助金に関する書類等が、適切に処理され保管されている。	5	補助がなければ実施主体の自立は不可能である。	2	補助を行うことで安心な児童の居場所が確保され、間接的に、補助の効果について、住民等から評価の声を頂いたことがある。	5	補助対象経費は適切かつ明確であり、社会通念上、公費を充てることが不適切でなく他市町と比較して、均衡を欠いていない。	3	第2次総合計画の主な取組みに具体的な記述がある等、町の重要施策に位置づけられているため。	3	人材・機材・経費等の不足により、町が直接執行することが不効率であるため。	5	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まないため。	3	国や県との協調補助であるため。	5	再補助は実施していない。	42	■継続		
4	補助の対象となる区の共同墓地は、多くの町民の利用に供されており、必要不可欠なもので、補助金の公益性は高い。	4	補助金要綱にて交付先は明確になっており、団体間の不公平もない。	3	町は、県より移譲によって、墓地管理者であって、区が経営を行っているため、行政関与の必要性がある。	3	補助金の交付により墓地の適切な維持管理意識が高まっている。	4	補助金額・率ともに明確な基準がなく見直しの余地がある。補助対象経費内に不適切な者は含まれていない。	5	補助金額・率ともに明確な基準がなく見直しの余地がある。補助対象経費内に不適切な者は含まれていない。	5	委託や直接執行はできにくく、現在の補助金が適当である。	3	町内の必要な団体に適切に選定されている。	3	補助交付先が区の共同墓地で、社会通念上、当該事業にかかる経費が、著しく大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	41	■継続		
4	補助対象となる町民は限定されるが、特定不妊治療には高額の治療費がかかるため、経済的な負担軽減になり、補助金の公益性は高い。	4	補助対象者は交付要綱に明確に定められており、公平性は高い。	3	高額となる特定不妊治療の費用助成を町が行うことで、少子化対策に寄与しているため、一定の必要性はある。	4	年々、助成件数や助成額が増加しており、妊娠に結びつく方もあり、十分な効果はある。	3	補助金額は明確な基準がなく見直しの余地がある。	0	近隣市町と比べると補助額は高額である。	5	県との協調補助であるため、補助金としての支出が適切である。	3	選定方法は公募である。	5	県との協調補助であり、対象者の要件に所得制限がある。	5	再補助は実施していない。	41	■継続		
3	補助対象となる町民は限定されるが、妊婦健診の機会を県外へ里帰りする妊婦にも保障するための助成金であり、一定の公益性はある。	5	補助対象者は交付要綱に明確に定められており、公平性は高い。	3	妊婦健診の費用を町が助成することにより健診機会を保障し、安心・安全な妊娠期・出産をすることができるため、一定の必要性はある。	3	年度によって対象者数は違うが、助成を行うことで健診機会を保障することができるため、一定の補助効果はある。	3	町単独の事業である。	3	交付限度額は、町が県内医療機関等に委託する契約単価と同額である。	5	県外医療機関による妊婦健診については、委託等による支出が困難であるため、補助金としての支出が適切である。	5	県内委託での妊婦健診を、県外里帰り妊婦でも同様に受けられるのは、公平性を考えても意義がある。	3	対象者の財政状況を把握していないが、県内受診の妊婦と同額の助成が受けられるのは、公平性を考えても意義がある。	5	再補助は実施していない。	43	■継続		
2	これまでに交付がないが、対象も限られるため公益性に乏しい。	5	補助対象者は交付要綱に明確に定められており、公募しているため公平性は高い。	2	高額となる不育症治療費助成を町が行うことで、少子化対策に寄与する目的があるが、申請者がいない現状があり、必要性はやや低い。	1	これまでに交付がないため、制度の周知をしていく必要がある。	4	他市町が実施する助成金額と同額であり、妥当性はやや高い。	3	他市町が実施する助成金額と同額である。	5	病院により治療内容や治療金額が異なるため、委託が困難であり、補助金としての支出が適切である。	5	選定方法は公募である。	3	対象者の財政状況を把握していない。	5	再補助は実施していない。	40	■継続		